平成19年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会

平成19年3月23日

平成19年3月神奈川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録平成19年3月23日(金曜日)

○議事日程

平成19年3月23日 午後2時 開議

日程第 1. 臨時議長の選出について

日程第 2. 広域連合長あいさつ

日程第 3. 仮議席の指定

日程第 4. 選挙第1号 議長の選挙について 選挙第2号 副議長の選挙について

日程第 5. 議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定 について

日程第 6. 議席の指定

日程第 7. 会議録署名議員の指名

日程第 8. 会期の決定

日程第 9. 議員提出議案第2号 広域連合長の専決処分事項の指定について

日程第10. 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例)

> 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例)

承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)

承認第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)

承認第 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例)

承認第 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果 に関する条例)

承認第 7 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休 暇等に関する条例)

承認第 8 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)

- 承認第 9 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する 条例)
- 承認第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の旅費等に関する条 例)
- 承認第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)
- 承認第12号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)
- 承認第13号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例)
- 日程第11. 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定め る条例
 - 議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁 償に関する条例
 - 議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及 び費用弁償に関する条例
 - 議案第 4 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
 - 議案第 5 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例
 - 議案第 6 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例
 - 議案第 7 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条 例
 - 議案第 8 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
 - 議案第 9 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
 - 議案第10号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
 - 議案第11号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する 条例
 - 議案第12号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

- 議案第13号 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例
- 議案第14号 神奈川県後期高齢者医療広域連合と神奈川県との間の公平委員会の事務委託に関する規約
- 議案第15号 平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第16号 神奈川県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定
- 日程第12. 選挙第3 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第13. 同意第 1 号 監査委員の選任について (識見を有する者)
 - 同意第 2 号 監査委員の選任について (広域連合議会議員)

〇出席議員(20人)

1番 佐 藤 忠 11番 佐 藤 茂 志 勝 雄 2番 村 12番 畑 野 鎮 3番 野 村 敏 行 13番 池 谷 泰 4番 今 井 満 14番 横 溝 義 久 5番 山 原 15番 鈴 木 義 久 英 之 中 雄 6番 16番 島 文 下 村 幸 裕 米 盛 子 7番 沼 田 17番 邦 壽 8番 前 18番 内 藤 治 明 田 青 茂 吉 9番 木 19番 畄 和 江 林 10番 20番 大 野 美 紀 茂

○説明のため出席した者

土 侯 保 広域連合長 屋 米 男 副広域連合長 出 幸 雄 寿 大 事務局長 森 事務局次長 相 Ш 稔 高齢者医療担当課長 髙 邦 夫 田 操 榎 高齢者医療担当課長 本 電算担当課長 田 П 利 夫

○職務のため出席した者

桑原田

書記

書記長 齌 藤 慶 彦 書記 谷 千 尋 П 書記 安 達 友 彦 書記 白 Ш 憲 書記 高 野 隆 裕 書記 原 徳 郎 久

子

○事務局長(大森寿雄君) 皆様こんにちは。私、事務局長の大森と申します。

日程第1「臨時議長の選出」を行わせていただきます。

本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、 地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員に臨時議長の職務を行っていただくことに なっております。

本日の出席議員中、野村敏行議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。 それでは、野村敏行議員、議長席の方へご着席をお願いしたいと思います。よろしくお願い します。

(臨時議長 野村敏行議員 議長席着席)

○臨時議長(野村敏行君) 皆様こんにちは。

ただいま紹介をいただきました野村敏行でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

失礼ではございますが、着席して進行をさせていただきます。

ただいまの出席議員は19人でございます。今井満議員が遅れております。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2「広域連合長のあいさつ」を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。土屋広域連合長。

○広域連合長(土屋侯保君) 広域連合長の土屋でございます。こんにちは。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、広域連合議会の臨時会をお願いをいたしましたところ、皆様大変お忙しい中にもか かわらずご出席を賜りまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今後、新たな後期高齢者医療制度の実施に向けてご審議をお願いするわけでございますけれども、各市町村の議会から選出された議員の皆様のお顔ぶれを拝見をいたしますと、まさに心強く感じる限りであり、これからの神奈川県後期高齢者医療広域連合議会も、そして連合そのものも、よいスタートが切れるのではないか、そんな感じがいたします。心からお喜びをし、またお礼を申し上げたいと思います。

私ごとでございますけれども、2月26日に広域連合長に就任をさせていただきました。全国的にも多数の被保険者を抱えることになりますこの神奈川県の広域連合の発足に際しまして、その任に当たるということは大変光栄でございますけれども、その責任の重さを感じているところでございます。

副広域連合長となられました湯河原町の米岡町長さん。そして中田横浜市長さん、きょうは 所用でご欠席でございますけれども、力を合わせて広域連合の円滑な業務運営に努める所存で ございますので、皆様方におかれましては、さらなるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを 申し上げます。

さて、今回の臨時会でございますけれども、人事案件のほかに専決処分の報告及び承認、条例案、予算案等広域連合の設立に伴い必要な多数の議案のご審議をお願いをいたしますけれども、よろしくご審議を賜りまして、ご議決あるいはご承認もございます、よろしくお願いを申し上げてごあいさつにさせていただきます。

大変簡単でございますけれども、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろ しくお願いいたします。

○臨時議長(野村敏行君) どうもご苦労さまでした。

これより会議に入ります。

日程第3「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第4、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇臨時議長(野村敏行君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行う ことと決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにした いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇臨時議長(野村敏行君) ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定 いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会議長に、佐藤茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました佐藤茂議員を議長の当選人と定めることにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(野村敏行君) ご異議なしと認めます。よって、佐藤茂議員が議長に当選されました。

佐藤茂議長が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました佐藤茂議長のごあいさつをお願いいたします。

佐藤茂議長。

○議長(佐藤茂君) ただいまご推挙賜りました佐藤茂でございます。議長という要職につかせていただくことになりましたが、もとより、私は微力でございますので、皆様方のご協力そしてご指導を得ながら、この広域連合議会が住民の負託にこたえ、議会の運営を十分円滑に行っていくよう努力をさせていただきます。

どうぞ、連合長を始め議員の皆様方のご指導とご協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長(野村敏行君) ありがとうございました。

以上で、私の臨時議長の職務は全部終了いたしましたので、議長と交代いたします。

皆様方のご協力をいただきまして、無事に役目を終了させていただきまして、ありがとうご ざいました。

(臨時議長 野村敏行君 議長席退席)

(議長 佐藤茂君 議長席へ移動)

○議長(佐藤茂君) それでは、会議を続けさせていただきます。

本日の議事日程につきましては、配布いたしました1ページ目の日程表のとおり進めたいと 思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配布させていただいておりますので、 ご参照ください。

また、議案発送後、一部について脱字等があり、事務局からお手元に配布いたしました正誤 表で通告しておりますので、ご了承ください。

それでは、次に、日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名 推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、議長において 指名推選することと決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会の副議長に、林茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました林茂議員を副議長の当選人と定めることにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、林茂議員が、副議長に当選されました。林茂議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました林茂議員から、ごあいさつをお願いいたします。 林茂副議長。

○副議長(林茂君) ただいまご指名いただきました林茂でございます。

副議長の要職につくことになりましたことは、まことに光栄に存ずるとともに、その責任の 重大さを痛感しております。

人格、識見ともに卓越されました佐藤議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう懸命の努力を傾注をさせていただく所存でございます。どうか皆様方の絶大なるご支援、そしてご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤茂君) どうもありがとうございました。

引き続きまして、日程第5、議員提出議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会 議規則の制定について」を議題といたします。

本広域連合の会議規則の制定に当たりましては、議員20人全員からの提出議案といたしましたので、私からご説明をいたします。

237ページをご覧ください。

ご案内のとおり、地方自治法第120条の規定により、議会は会議規則を設けなければならないとされております。

そこで、本日、広域連合の初議会に当たり、広域連合議会会議規則を提案するものであります。

規則で定めようとしている内容は、基本的には県内の各市町村の議会の会議規則をベースと して、当広域連合の実態に合わせ必要な条文整理を行っております。

その主な内容としては、参集、欠席の届出、議席、会期等議会の運営に関し必要な事項でございます。

議員全員からの提案ですので、これより採決に移ります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。 次に、日程第6「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配布しております3ページの議席表のとおり、議長において指定をいたします。

次に、日程第7「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第80条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

青木茂議員及び大野美紀議員にお願いをいたします。

次に、日程第8「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第9、議員提出議案第2号「広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題 といたします。

広域連合長の専決処分事項の指定に当たりましては、会議規則同様、議員20人全員からの提 出議案といたしましたので、私からご説明いたします。

237ページをご覧ください。

ご案内のとおり、地方自治法第180条第1項におきまして、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長において専決処分することができる。」とされております。いわゆる議会の委任により、長の専決処分事項を指定する規定であり、各市町村議会における取り扱いに準じて提出するようになっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員全員からの提案ですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。 次に、日程第10、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後 期高齢者医療広域連合公告式条例)」から、承認第11号「専決処分の報告及び承認を求めるこ とについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定 める条例)」の11件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。件数が多いので着席したままご説明いただいて結構です。

○事務局長(大森寿雄君) ありがとうございます。

それでは、ただいま一括上程になりました専決処分の報告及び承認を求めることにつきまして、ご説明をさせていただきます。

本11件は、それぞれ去る1月11日の広域連合設立以降、当面必要不可欠なものでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分をさせていただいた条例等でございます。同条第3項の規定によりまして、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

承認を求めるのは、承認第1号から承認第11号の11件でありますが、順次、ご説明をさせていただきます。

229ページの議案書(専決の報告及び承認)の趣旨説明書をご覧いただきたいと思います。 それでは、229ページの議案書に従いましてご説明させていただきます。 まず、承認第1号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例」でございますが、地方 自治法第16条の規定に基づきまして、条例等の公布に関し必要な事項を定めるものでございま す。

次に、承認第2号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例」でございますが、広域連合の休日につきまして必要な事項を定めるものでございます。各市町村と同様に、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから12月29日から1月3日までの日を休日として、執務は原則として行わないことを定めるものでございます。

次に、承認第3号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例」は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、広域連合の事務所の名称のほか、広域連合事務局において処理する事務について定めるものでございます。

次に、承認第4号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」は、広域連合の職員の定数に関し、必要な事項を定めるものでございまして、事務局職員定数を50人と定めるものでございます。

次に、承認第5号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例」は、職員 の派遣元の市町村で定める条例を準用し、職員の分限に関し必要な事項を定めるものでござい ます。

続きまして、230ページをご覧いただきたいと思います。

承認第6号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」は、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第7号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例」は、一般職職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めるものでございまして、職員の勤務時間につきましては、休憩時間を除き、1週間について40時間を超えない範囲内と定め、別途、規則において、週38時間45分と定めるものでございます。

次に、承認第8号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に 関する条例」は、職員の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものでござ いまして、職務の専念義務の免除について定めるものでございます。

次に、承認第9号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例」は、地方公務員法第31条の「職員は条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならない。」との規定に基づきまして、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第10号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の旅費等に関する条例」は、公 務のために旅行する職員等に支給する旅費について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、231ページをご覧いただきたいと思います。

承認第11号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約 を定める条例」でございますが、長期継続契約を締結することができる契約に関し、長期継続 契約の範囲等の必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 承認第1号から承認第11号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、一括採決をいたします。

お諮りいたします。本11件を承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本11件は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第12号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)」についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 承認第12号の「平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

大変恐縮ですが、少し戻りまして、議案の84ページをご覧いただきたいと思います。

平成18年度予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1億7,467万9,000円となります。

内容としましては、平成19年1月から3月までの3カ月間、広域連合の運営上必要となる職員人件費等経常的経費及び電算システムの構築に係る経費の必要見込み額を措置したものでございます。

なお、この予算額は、広域連合規約に基づく市町村からの負担金を計上しております。

第2条の繰越明許費でございますが、88ページをご覧いただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費」にありますとおり、厚生労働省による広域連合電算システムの仕様が確定せず、年度内の完了が見込めないため、電算システム関係費を平成19年度に繰り越しをして使用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

- ○議長(佐藤茂君) これより、承認第12号について、質疑を行います。
 - 中島文雄議員から通告がありましたので、質問を許します。中島文雄議員。
- ○16番議員(中島文雄君) 横浜市会議員の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

承認12号にかかわって大森事務局長に2点の質問と1点の要望をさせていただきたいと思うのですが、新設される後期高齢者医療制度、これは都道府県単位で広域連合で運営をされます。広域連合自身がもともと住民の声が届きにくいという問題を、どう今後当議会で埋め合わせをしていくのかということ、大変大事だというふうに思います。そういう中では、私は住民要求の反映だとか、市町村議会の積極的な関与の問題だとか、あるいは情報公開の徹底などがとり

わけ当広域連合議会では必要ではないかなというように思います。今後後期高齢者の実態に合った保険料の設定や、きめ細かな減免制度等も討議をされるでしょうし、あるいは保険料の徴収だとか、督促だとか、相談だとか、あるいは滞納処分、こういう業務は、私たち横浜市も含めて、市町村の窓口が担うことになるというように思います。そういう点では、この後期高齢者の医療保険制度が、いろいろな国の制度がありますけれども、とりわけ無保険者がないように、そういう形でご一緒に努力をしていきたいと思います。

そんな問題意識を持ちながら、06年度、平成18年度の一般会計予算を見てみますと、そういう形で2点の問題点、市町村負担金の問題のあり方の問題と、議員定数等にちょっと私は問題点を持ちますので、この承認12号については反対せざるを得ないという立場におるわけですが、そういうことを前提として、まず市町村負担金についてですけれども、広域連合共通経費、この経費の10%が均等割ということになって、私は友達もほかの市町村議会におりますので、伺いました。そういう形で小規模な市町村には負担が重すぎるという声が大分上がったようなことも事務局の方からもお聞きをしました。理由は、市町村窓口へのコンピュータの設置でのイニシャルコストなどと伺っておるのですが、今後の検討との関係では、均等割の負担がこのままでいいのかということ、あるいは最初、こういう10%の負担が設定されたのですけれども、これはこの議案でできない場合でも、今後見直す必要があるのじゃないかというように私は思うのですが、1点これはお伺いをしたいと思います。

次に、議員定数についてですけれども、専決された予算では20人を議員として、議員報酬、交通費等で3カ月分、31万5,000円が計上されております。規約で議員定数が20名というふうにされていますけれども、これでは県下全市町村議会からの選出ができないということは当然なんですが、これは私は議員報酬の減額なども検討して、先ほど申しましたとおり、広域連合でのいろいろな問題点も、こういうすべての市町村議会から議員が出てくる、そういう中で、議員報酬との関係で、これを減額すれば、いろいろな工夫の中で35の市町村議会から出せるとか、そういう考え方を持って、そういうことで全市町村議会の意見を反映できる、そういう改善を行うべきだというように思いますが、この点も2点目に大森事務局長に伺いたいと思います。

最後、要望なんですが、事務局に確認したところ、今回初めての議会が本会場で行われているわけですけれども、次回はここになるかどうかもわからないということが言われました。そういう点からすると、都道府県単位での広域連合の趣旨からいたしまして、県庁舎あるいは神奈川県の議会等も立派な会議室があるのじゃないかと思いますので、議場を固定させたり、あるいは交通費等の問題も固定化させたりということも含めて、今後是非、神奈川県庁あるいは県議会での場所を固定していただきたい、そういう形で県の方にも要望していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(佐藤茂君) 大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 2点ばかり質問がございましたので、お答えさせていただきます。

1つ目は、共通経費の負担割合の検討、見直しの考え方ということでございます。共通経費の負担割合につきましては、規約の第17条第2項によりまして、均等割100分の10、被保険者数割100分の45、人口割100分の45と定められておりますとともに、附則第6によりまして平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、検討を加え、必要な措置を講ずるとされております。

広域連合におきましては、これらを踏まえまして、21年度には毎会計年度の経費内容について詳細に分析、分類しまして、実施状況を明らかにするよう努めるとともに、全市町村長にご協議いただきまして、必要があると認めるときは規約改正案について各市町村議会で議決をお願いすることとなろうかと考えております。

2点目でございますが、議員定数の増についてでございますが、広域連合規約第7条第1項に、定数は20人とすると定められておりまして、平成18年11月及び12月に県内の全市町村の議会で議決をいただいたところでございます。議員定数につきましては、規約事項になりますので、その変更も市町村議会の議決を必要といたします。

なお、今回の広域連合議会の内容につきましては、全市町村長にご報告をさせていただきた いと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 通告のございました質疑及び討論は以上ですので、これより、承認第12 号について採決をいたします。

お諮りいたします。承認第12号について、賛成の皆さんの起立を求めます。

(替成者起立)

○議長(佐藤茂君) 起立多数であります。よって、本件は原案どおり承認されました。

次に、承認第13号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例)」についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 承認第13号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置 条例」につきましてご説明をさせていただきます。

231ページをご覧いただきたいと思います。

この条例は、広域連合規約第18条の規定に基づきまして、広域連合の運営に関する重要事項 を審議するために設置する運営協議会につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

その主な内容といたしましては、運営協議会の委員は、県内の市町村長で構成することなど を定めております。

説明は以上でございます。

○議長(佐藤茂君) これより、承認第13号について質疑を行います。

中島文雄議員から通告がありましたので、質問を許します。中島文雄議員。

○16番議員(中島文雄君) ありがとうございます。

時間が少なくなったので、ごく簡単に省いて質問だけさせていただきます。

運営協議会は市町村の長を委員として組織するというように条例でなっていて、後期高齢者 医療について、広域連合の重要事項を審議すると、こういうように運営協議会が位置づけられ ています。そういう点で是非私は、国保や介護のように、有識者や被保険者代表を入れるべき だというように思って、このことについてもこの議案について、承認第13号、反対せざるを得 ないのですが、その立場で、大森事務局長に、入れなかった理由と、今後是非入れた方がいい のじゃないかと思うのですが、どうされるつもりなのか伺いたいと思うのです。

- ○議長(佐藤茂君) 大森事務局長。
- ○事務局長(大森寿雄君) 運営協議会の組織についてでございますが、運営協議会は広域連合規約第18条に基づきまして、広域連合の運営に関する重要事項を審議いただくために設置することとし、市町村の長で組織をさせていただきました。被保険者や有識者などのご意見を伺うことにつきましては、平成19年4月をめどに、国から政省令等が示されると伺っておりまして、その状況も踏まえ、他の都道府県の広域連合の動向なども参考としながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 通告のございました質疑及び討論は以上ですので、これより、承認第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。承認第13号について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤茂君) 起立多数であります。よって、本件は原案どおり承認されました。

次に、日程第11、議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例」から、議案第13号「神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」までの13件を一括議題といたします。

事務局長から提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。件数が多いので、着席して説明ください。

○事務局長(大森寿雄君) ありがとうございます。

それでは、議案第1号から議案第13号までの13件につきまして、一括して提案理由をご説明をさせていただきます。

大変恐れ入りますが232ページの議案書(条例の制定等)の趣旨説明をご覧いただきたいと思います。

議案第1号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例」は、地 方自治法第102条第2項の規定に基づきまして、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例 会の回数を、毎年2回と定めるものでございます。

また、別途、規則におきまして、定例会の招集時期を毎年3月と8月と定める予定でございます。

次に、議案第2号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、議会の議員の報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものでございます。

報酬額につきましては、議長は日額1万5,000円、副議長は日額1万3,000円、議員は日額1万円と定めるものでございます。

次に、議案第3号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、広域連合長及び副広域連合長並びに選挙管理委員等の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものでございます。

報酬額につきましては、広域連合長は年額6万円、副広域連合長は4万8,000円、以下、選挙管理委員等の報酬を、表に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、233ページをご覧いただきたいと思います。

議案第4号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」は、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定に基づき、広域連合議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第5号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」は、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第6号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、広域連合の普通財産の交換、譲渡、 無償貸付等、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第7号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例」は、 地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、広域連合の財政に関する事項の公表に関し、 公表の期日は、毎年6月及び12月と定めるものでございます。

続きまして、234ページをご覧いただきたいと思います。

議案第8号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」は、行政手続法第46条の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第9号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」は、広域連合の保有する行政文書の公開を請求する住民の権利を明らかにし、行政文書の公開に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第10号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」は、広域連合の保有する個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求並びに不服申立ての手続など、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第11号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」は、 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定め るものでございます。

続きまして、235ページをご覧いただきたいと思います。

議案第12号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例」は、地方自治法第202条第 2項に基づき、監査委員の定数を2人と定めるものでございます。

次に、議案第13号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、広域連合における人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。

簡単ではございますが、議案第1号から議案第13号までの提案理由の説明は以上でございま す。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤茂君) 議案第1号から議案第13号までの13件のうち、議案第2号について、中 島文雄議員から通告がありましたので、質問を許します。

中島文雄議員。

○16番議員(中島文雄君) 先ほど専決のところで議員定数、全市町村議会から出せるようにする、そのためにも今の議員の報酬、まあ1万円で提案されているのですが、5,000円にしたら全体出せる、この計算は別なんですが、そういう形で減額することを提案いたしましたので、この議案2号については反対せざるを得ないのですが、その上で1点だけお伺いしたいのです。

議員の費用弁償についてです。一般職の旅費条例を適用するというのが条例上出ているのですが、一般職の旅費条例というとさまざまな項目がこの中に書いてあるので、逆に言えば今趣旨説明で、費用弁償は旅費のみというような形で、議員については説明書の方に書いてあるので、この費用弁償条例も、こういう準ずるとか何かじゃなくて、やはり明確に、この議員に係るところについては、旅費あるいは交通費のみとか、そういう形で書かれた方が、先ほど説明された趣旨説明と条例と一貫性が出てくるのじゃないかというように今思いますので、その意味で確認の意味も含めて、あるいはこの条例をこういう形でわかりやすくすることは必要ないのかどうかもお伺いをしたいと思うのです。

- ○議長(佐藤茂君) 大森事務局長。
- ○事務局長(大森寿雄君) 広域連合議会議員の費用弁償についてでございますけれども、これにつきましては一般職員の旅費条例の例によることとしていますので、今議員がおっしゃられたような、職員の旅費条例の例に基づくというようなことでございます。今回のような1日開催の議会では、日当の支給というのはございません。

なお、将来広域連合議会議員というような形で、そういう視点から視察といったような場合 につきましては、費用弁償に関する規定を一般職員の例によるというようなこととさせていた だく場合もございます。

以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 通告のございました質疑及び討論は以上ですので、まず議案第1号及び 議案第3号から第13号について一括採決をいたしまして、その後議案第2号について採決をい たします。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第3号から第13号の12件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本12件は原案のとおり可決されました。 続きまして、お諮りをいたします。議案2号について賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤茂君) 起立多数であります。よって、本件は原案どおり可決されました。 引き続き、日程第11、議案第14号「神奈川県後期高齢者医療広域連合と神奈川県との間の公 平委員会事務の委託に関する規約」について、議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 議案第14号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合と神奈川県との間の公平委員会事務の委託に関する規約」について、ご説明を申し上げます。

大変恐縮ですが、236ページをご覧いただきたいと思います。

本議案は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づきまして、規約を定めまして公平委員会の事務を神奈川県に委託することにつきまして、ご議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、広域連合が、公平委員会の事務を神奈川県に委託することのほか、 委託事務を処理する場合の経費の負担方法について定めておりまして、神奈川県の請求に基づ き、広域連合が負担する内容となっております。

説明は以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 議案第14号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでした ので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。 引き続きまして、日程第11、議案第15号「平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般 会計予算」について、議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 議案第15号の「平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましてご説明申し上げます。

203ページをご覧いただきたいと思います。

平成19年度予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 14億8,461万2,000円となります。

内容としましては、広域連合の運営上必要となる職員人件費等経常的経費や、市町村との電 算システムネットワーク構築に係る経費に加えまして、平成20年度からの新たな後期高齢者医 療制度の実施に向けまして、被保険者証の一斉交付や各種申請書類の作成などに係る経費の必 要見込み額を措置したものでございます。

詳細な内訳は207ページ以降となりますが、説明は省略させていただきたいと思います。 簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○議長(佐藤茂君) これより質疑に入ります。 吉岡和江議員から通告がありましたので、質問を許します。 吉岡和江議員。

○19番議員(吉岡和江君) 座ったままで失礼させていただきます。

鎌倉から参りました吉岡でございます、よろしくお願いいたします。

2点にわたりまして通告をさせていただいております。

19年度後期高齢者医療広域連合の一般会計の中で、特に保険料率が11月に条例制定されるということは承知しております。そういう点では、保険料率を検討していく上での関係で質問させていただきたいと思います。

1点は保険料の低所得者対策について伺いたいと思います。

後期高齢者医療制度の問題点の第1は、現行制度と違い、75歳以上の後期高齢者が給与所得者の扶養家族で今は負担ゼロの方に対して、新たに保険料負担が発生することでございます。政府が示している平均的厚生老齢年金受給者の場合の保険料は、月額6,200円で、年間7万4,400円の負担増となり、2カ月ごとに介護保険料と合わせて2万円以上が年金から天引きされてまいります。介護保険制度と同じように、月額1万5,000円以上の年金受給者、老齢年金、遺族年金、障害年金から天引きされるわけでございます。これまで扶養家族となっていたため、保険料負担がゼロの人、厚生労働省の推計では約200万人には、激変緩和措置として2年間は半額になる措置がとられるということになっておりますが、新たな負担には変わりないと思います。また、現役でサラリーマンとして働いている人が75歳になれば、その扶養家族は新たに国民健康保険に加入しなければならず、国民健康保険料がまるごと負担増となるわけでございます。

今後のスケジュールは、先ほどもお話しましたように、11月臨時議会で保険料率を規定する ことになっておりますが、前年所得のない方や一定所得金額以下の方には、法定の保険料軽減 制度が適用されると思いますが、それでは不十分であります。

国民健康保険制度や介護保険制度では、災害や病気、所得減少などの理由により保険料を一時的に納付できない場合、保険者、市町村ごとの任意の保険料軽減制度を実施していることが多いと思います。後期高齢者医療制度においても同様な減免制度を設ける考えはないのか、その点についてまず1点伺います。

もう1点、保険料の滞納者の資格証、短期証発行について伺います。

第2の問題は、保険料を年金天引きでなく現金で納める方々、政府の試算ではその方たちは約2割と見込まれているようですが、この方々にとっては、保険料を滞納すれば保険証から資格証明書に切り替えられ、健康保険証を取り上げられてしまいます。国民健康保険では、資格証明書の発行を受けた被保険者の半分が受診を控え、医療から遠ざかると言われ、健康悪化を引き起こすなど、大問題となっております。この措置を後期高齢者の医療制度でも行うものであり、重大だと思っております。年金収入の少ない低所得者への厳しいペナルティーではないかと思います。

現行制度では、高齢者に対しては、資格証明書発行の対象から老人保健法の関係で除外されておりました。今回はそれが適用されるということで、大変冷酷だというか、冷たいシステムではないかと思います。

新たな後期高齢者医療制度において、資格証明書の交付を行うのか、また短期証の交付を行うのか。またそのときに特別な事情なしで行った場合には、納付期限から1年6カ月の保険料を滞納すれば、保険給付一時差しとめの制裁措置もあると聞いておりますので、その辺についてのお考えをまず伺いたいと思います。

- ○議長(佐藤茂君) 大森事務局長。
- ○事務局長(大森寿雄君) 2点質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず第1点の後期高齢者医療制度における保険料の減免措置についてでございますけれども、特別の理由がある方に対する保険料の減免につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律において、広域連合の条例で定めることとされております。詳細な内容につきましては、平成19年の4月をめどに、国から政省令等で示されると伺っておりますので、今後運営協議会等を通じまして、各市町村と協議検討してまいりたいと考えております。

2点目でございます。保険料滞納者への資格証、短期証の発行についてのご質問でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律においては、滞納が一定期間継続している滞納者で、特別な事情があると認める場合を除き、被保険者証の返還を求めまして、被保険者資格証明書を交付することとされております。詳細な内容につきましては、これも平成19年4月をめどに国から政省令等で示されると伺っておりますが、保険料負担の公平性の観点から、資格証明書等を交付することも考えられます。

いずれにいたしましても、今後、被保険者資格証明書、短期被保険者証の取り扱いにつきま

しても、県下33市町村長からなる運営協議会等を通じまして、各市町村と十分協議検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤茂君) 吉岡議員。
- ○19番議員(吉岡和江君) ありがとうございました。

今後の検討ということでございますけれども、高齢者の方が特に今回、年金天引きでない方は大変少ない収入の方だと思います。そういう点では、特別な事情なしにという点では、広くその実態を踏まえまして、発行のないような措置をとっていただきたいと思っております。

これで質疑は終わりますけれども、先ほど中島議員がお話しましたように、今度の予算の中には、運営協議会の設置の問題がございますので、そういう点ではちょっと反対ということで私は意見を述べさせていただきます。

○議長(佐藤茂君) それでは、通告のございました質疑及び討論は以上ですので、これより、 議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤茂君) 起立多数であります。よって、本件は原案どおり可決されました。

引き続きまして、日程第11、議案第16号「神奈川県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定」についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 議案第16号の「神奈川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の 指定」につきましてご説明申し上げます。

221ページをご覧いただきたいと思います。

地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、神奈川県後期高齢者医療広域連合の 公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関、いわゆる指定金融機関としまして、株 式会社横浜銀行を指定したものでございます。

株式会社横浜銀行につきましては、地方自治法等に基づく指定金融機関の要件を満たすほか、 経営内容が健全であること、当広域連合の資金需要等に十分対応できること、県内の自治体に おける指定金融機関としての実績や手数料等を考慮し、選定をいたしたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 議案第16号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでした ので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、選挙第3号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を行います。

選挙管理委員の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第15条第3項及び地方自治法 第182条第2項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決 定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定をいた しました。

選挙管理委員の指名をいたします。

選挙管理委員には、仁藤信夫さん、野澤昭良さん、磯部昌彦さん、髙橋武男さんを指名いたします。

続いて、補充員の指名をいたします。なお、委員に欠員が生じた場合の補充順位は、指名順 といたします。

補充員には、鈴木軍次さん、佐藤宏さん、大貫恭嗣さん、皆藤博美さんを指名いたします。 お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員 の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、仁藤信夫さん、野澤昭良さん、磯部昌 彦さん、髙橋武男さんが選挙管理委員に、鈴木軍次さん、佐藤宏さん、大貫恭嗣さん、皆藤博 美さんが補充員に当選されました。

次に、日程第13、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

土屋広域連合長。

○広域連合長(土屋侯保君) ただいま上程されました同意第1号「監査委員の選任について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、議場配布させていただきました同意第1号「監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」をご覧いただきたいと思います。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められております。いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして、森高繁氏を選任いたしたく、ご 提案申し上げるものでございます。

森高繁氏の略歴でございますけれども、別添の履歴書をご覧いただきまして、このとおりで ございまして、まさに人格高潔にして行政経験豊富でございます。すぐれた識見も有する方で あるというふうに認識しております。

監査委員の適任者と存じますので、選任につきまして議会のご同意を賜りますようお願い申 し上げます。

以上でございます。

○議長(佐藤茂君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定をいたしま した。

次に、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野村敏行議員の退席を求めます。

(野村敏行議員 退席)

○議長(佐藤茂君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

七屋広域連合長。

○広域連合長(土屋侯保君) ただいま上程されました同意第2号「監査委員の選任について」の提案理由をご説明させていただきます。

本日、議場配布させていただきました同意第2号「監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」をご覧いただきたいと思います。

同意第1号議案と同様でございますけれども、広域連合の監査委員につきましては、広域連合議会議員のうちから選任するものとして、野村敏行氏を監査委員に選任いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。

野村敏行氏の略歴は、別添の履歴書のとおりでございまして、人格高潔で豊富な議員経験を お持ちの方でございまして、監査委員にはまさに適任と存じます。選任につきまして議会のご 同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長(佐藤茂君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ないようですので、質疑を終わらせていただきます。 これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定をいたしま した。

退席中の野村敏行議員の入場を許可します。

(野村敏行議員 入場)

○議長(佐藤茂君) ただいま選任同意をいたしました監査委員の野村敏行議員からごあいさ つがございます。

野村敏行議員。

○3番議員(野村敏行君) ただいま議員の皆様方のご推薦、そしてご賛同をいただき、監査 委員に選任いただきました野村敏行でございます。

地方自治における監査の必要性と重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実にかつ 公正な立場から監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じております。

何とぞよろしく皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、監査委員就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 〇議長(佐藤茂君) どうもありがとうございました。

お諮りいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その 他整理を要するものについては、議会会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願 いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会において議決されました 案件の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、臨時会に付議された議案の案件の審議は全部終了いたしました。 広域連合長から閉会のごあいさつをお願いいたします。

土屋広域連合長。

○広域連合長(土屋侯保君) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会の閉会に当たり、 一言ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会におきましては、広域連合が事務を進めていく上で当面必要な多数の案件につきましてご審議をいただいたわけでございますが、いずれも原案どおり議決あるいはご承認を賜りましたので、まずもって厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ここに成立を見ました予算、条例に基づきまして、後期高齢者医療の事務を円滑に進めると ともに、来年4月からの保険給付に向けた準備に万全を期する所存でございますので、議員の 皆様方におかれましては引き続き格段のご指導、ご協力をお願いを申し上げます。

議員皆様におかれましては、十分健康にご留意くださるようお願いを申し上げて閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(佐藤茂君) どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時11分閉会

臨 時 議 長 野 村 敏 行 長 茂 議 佐 藤 署 名 員 青 茂 議 木 署 名 議 員 大 野 美 紀